

毎週火・金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県林業施設補助規則の一部改正
- ◇告示 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇告示 医療機関の指定
- ◇告示 肥料検査の結果について
- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧
- ◇告示 農地法に基づく土地配分計画の作成
- ◇告示 建設業者の変更登録
- ◇告示 医療機関の指定
- ◇告示 基本測量の終了について
- ◇告示 肥料の登録
- ◇告示 十二月定例県議会の議決を経た追加予算土地改良事業計画の縦覧
- ◇人委規則 職員給与の特例に関する規則
- ◇公告 昭和二十九年産春蚕繭の保険金について

規則

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第六十一号

鳥取県林業施設補助規則の一部を改正する規則

鳥取県林業施設補助規則（昭和二十四年十一月鳥取県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表(1)(2)を次のように改める。

(2) 奥地林道以外 の開設事業	(1) 奥地林道	事業費 に對し 十分の 七	一 この施設の施行主体は市町村 二 森林組合に限ること。 三 森林の生産物の生産計画を樹立 維持管理すること。
	奥地林道以外 の開設事業	事業費 に對し 十分の 五	右に同じ

別表(2)の次に(2)の一として次のように加える。

一(2)の(1)(2)の災害事業費に
関連事業の五十分

別表001、2、3の中「松毛虫」を「松くい虫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年十月二十三日から適用する。

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第六十二号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表「副知事専決事項第一号中「及び休暇」及び「休暇並びに」を削り、第二号と次の一号を加え、「第二号」を「第三号」とし以下順次一号ずつ繰り下げる。

一 部長及び地方労務委員会事務局長の職務に専念する義務免除(職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第二号)第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。))第十二号、第十九号及び第二十二号の事由に該当する場合を除く。)

別表「部長専決事項第一号中「休暇並びに」を削り、第二号として次の一号を加え、「第二号」を「第三号」とし以下順次一号ずつ繰り下げる。

二 課長の職務に専念する義務免除(職務に専念する義務の特例に関する規則第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。))第十二号、第十九号及び第二十二号の事由に該当する場合を除く。)

別表「課長専決事項第一号中「及び休暇」を削り、第二号として次の一号を加え、「第二号」を「第三号」とし以下順次一号ずつ繰り下げる。

二 課内職員に専念する義務免除(職務に専念する義務の特例に関する規則第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。))第十二号、第十九号及び第二十二号の事由に該当する場合を除く。)

別表「人事課、副知事専決事項に次の一号を加える。

四 部長、地方事務所長及び地方労務委員会事務局長の職務に専念する義務免除(職務に専念する義務の特例に関する規則第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。))第十二号、第十九号及び第二十二号の事由に該当する場合

別表「人事課部長専決事項第三号を次のように改める。

三 課長、甲類附属機関の長及び地方機関の長(地方事務所長を除く。)の職務に専念する義務免除(職務に専念する義務の特例に関する規則第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。))第十二号、第十九号及び第二十二号の事由に該当する場合。)

別表「人事課課長専決事項に次の二号を加える。

七 職員に専念する義務免除(職務に専念する義務の特例に関する規則第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。))第十二号、第十九号及び第二十二号の事由に該当する場合。)

八 産前産後の休暇(労務基準法第五十八条) 別表「統計課」を「統計企画課」に改め、総務課の次に加える。

別表「地方課部長専決事項第五号中「平衡交付金」を「交付税」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百二十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称 岡田医院
所在地 西伯郡境港町日出町
管轄保健所 米子保健所

鳥取県告示第六百三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基づき、昭和二十九年十月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 選 藤 茂

肥料の種類	保証票添附者	検査点数	内不合格点数
硫酸アンモニア	東洋高压株式会社	—	—
過燐酸石灰	住友化学工業株式会社	—	—
塩化加里	ラサ工業株式会社	—	—
	片倉肥料株式会社	—	—
	第一物産株式会社	—	—
普通配合肥料	電気化学工業株式会社	三	〇

化成肥料

住友化学工業株式会社 六
片倉肥料株式会社 三
〇

鳥取県告示第六百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写
- 二 縦覧の期間
- 昭和二十九年十二月二十九日から昭和三十年一月十七日まで
- 三 縦覧の場所

別表のとおり
四 異議の申立
利害関係人において公告に係る決定に対して異議がある別表

るときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

住所 申請人 姓名

土地改良区の名称

縦覧の場所

岩美郡米里村久末	谷口富士隆	外十五人	久末土地改良区	岩美郡米里村役場
鳥取市湖山町	奥村 秀治	外十四人	湖山町上代	鳥取市役所
〃	村上 宣夫	外十四人	〃 下代	〃
鳥取市叶	北浦 英男	外十四人	鳥取市叶	〃

鳥取県告示第六百三十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十七条第二項の規定に基づいて土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区分	地区名	所在地			入植者 予定売渡 積	増反者 予定売渡 積	団体 予定売渡 積
		郡市	町村	大字			

土地	江津	鳥取		江津		
	堀越		湖山	一町	九	四町
	小田村	岩美	小田	三	三	二町
	津ノ井村		生山	一五	一八二五	
	逢坂外四(興農)	東伯	羽田井	二	六、一三〇	
	西小鹿		西小鹿	二	一〇、七	
	大誠村		瀬戸	二	〇、三六	
	溝口外二(宝殿)	日野	小屋谷			一五、二〇〇〇
	大幡外二(大幡、八郷)	日野	久古	五	三、二八	一〇、一〇〇
	逢坂外四(上大山)	西伯	門前	一	三、一三六	
	大山外二(岡成ハイノ木成ル)		岡成	一	九、五三	
	手間村		田住	二	〇、三三	
	米子市		陰田町	八	五、四九	

立木	堀越	鳥取	湖山		石
			伏野	奥谷	
旧鳥取連隊鳥取射撃場	岩美	宇倍野	富江	三	二、四坪
(建物)	日光	日野	富江	三	二、四坪
工作物	日光	日野	溝口	一	一式
	大山演習場廠舎	西伯	逢坂	一	一式
	旧鳥取旧鳥取歩兵隊	岩美	面影	一	一式
	障碍物		大杖	一	一式

鳥取県告示第六百三十三号
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十九年十二月十三日変更登録した。
 昭和二十九年十二月二十八日

登録番号 登録年月日 鳥取県知事 遠藤 茂
 鳥取県知事登録 昭和二十九年 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名
 (は)第一一三号 昭和二十九年六月十八日 (旧)有限会社 栄電気工業所 倉吉市堺町二丁目九一七 深田 義人
 (新)栄電気水道工業株式会社 〃 宮川町一八五

鳥取県告示第六百三十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称	所在地	管轄保健所
日吉津村国民健康保険	西伯郡日吉津村大字日	米子保健所
阪直管日吉津診療所	吉津八八ノ一番地	
日本バルブ健康保険	米子市車尾一、五〇〇	
組合米子支部診療所	番地	

鳥取県告示第六百三十五号

次のとおり基本測量を終了した旨地理調査所長から通知を受けた。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 作業地域 倉吉市、東伯郡三朝町、関金町、羽合町、北条町、東郷町、灘手村、栄村、赤碓町、由良町、大誠村、上中山村、西伯郡逢坂村、大山村、日野郡江府町、溝口町、八郷村
- 一 作業の種類 四等三角測量

鳥取県告示第六百三十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	含有する成分の最少量(%)	生産業者
鳥取県二一六	五、五 植物雑油粕粉末	窒素全量一、磷酸全量一、加里全量一	住 所 氏 名
	五、五二、〇一、〇		米子市灘町三丁目一四九 中国化成株式会社
			取締役社長 桑原武一郎

鳥取県告示第六百三十七号

昭和二十九年十二月二十二日定例県議会の議決を経て、昭和二十九年年度鳥取県歳入歳出追加予算は次のとおりである。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

歳入	追加予算額
1 果 税	1,746,351
1 普 通 税	1,746,351
6 国庫支出金	949,440
2 国庫補助金	949,440
10 雑 收 入	35,987
6 雑 入	35,987
歳入合計	2,731,728

鳥取県告示第六百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、浜坂土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書の写
- 一 縦覧の期間 昭和二十九年十二月二十九日から昭和三十年一月十

七日まで
三、縦覧の場所
鳥取市役所
四、異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

人事委員会規則

職員給与の支給の特例に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員給与の特例に関する規則

昭和二十九年十二月分の超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当については、十二月中に内払することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥取県農業共済組合連合会が支払う昭和二十九年産春蚕繭の保険金について次のとおり公告する。

昭和二十九年十二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 支払期日 昭和二十九年十二月二十八日

一 支払方法 各郡支部經由支払とする

一 組合別内訳

組合名	三割以上被害瓦敷	支払保険金
津ノ井	一九	八、八九二
賀露	一七三	九、〇三二
浦富	一〇四	七、一一四
本庄	一八	四、二七七
東岩	二八	一、二二〇
大岩	一三	五六二

福部	一五九	一一、四七〇
安部	四七	二、三六九
八東	二五二	四五、九六五
土師	二六	三、二七六
國中	一六	二、九九五
大伊	四七	二、二〇〇
西郷	五七	一一、六三六
散岐	三一	三、九七八
大御門	四一	一、九一九
準比	一九五	三一、六六〇
丹比	三九一	三〇、〇九二
上私都	七九	九、一七三
佐治	一五	九、五九四
智頭	一八一	四七、九二三
那家	二四	一、〇三七
河原	一三二	一五、五七四
池田	一三四	二〇、〇八八
大田	四〇	一〇、〇三二

社形	一一三	二六、八四九
山形	二四	五、七〇二
青谷	九一	五、三八二
浜村	二六四	五五、七三九
末恒	七九	三、六九七
湖山	四〇	七、四八八
千代水	五一	三、六九四
瑞穂	五	一、〇八〇
鹿野	三六二	三三、四二二
吉岡	五	九〇〇
浅津	二七二	二八、二二四
上井	三七	一一、二二一
橋津	八一	九、四七七
宇野	二六五	二五、八一〇
泊朝	六九一	九二、〇七九
三朝	二二二	三六、〇三六
倉吉	二六	一、二二七
北谷	一二四	三一、三三九

小	旭	三	山	古	高	社	下	中	上	榮	大	由	浦	下	上	八	赤
鹿	德	守	庄	城	北	北	北	北	北	誠	良	安	安	郷	郷	野	嶺
六九	三〇二	四二	二二	四五六	八七	二九四	一、三三〇	二四二	三七	一、一一四	二六九	六五一	四六四	一〇三	三一〇	一八九	三〇五
八、七四八	五三、二二二	四、一五八	八二八	九一、四〇〇	四〇、七二六	一三七、五九二	一四四、一六七	三八、四三三	五、四五二	一六六、七七二	二一、五〇五	九九、五四四	五四、九二〇	七、四一八	四六、三〇九	一九、九六〇	四三、〇五六

以	成	安	上	灘	下	富	夜	崎	福	加	余	和	福	淀	大	大	日
西	美	因	山	手	山	益	見	津	米	茂	子	田	生	江	和	幡	吉
四七四	六三	一、〇八六	一一二	二五〇	四八	九九	二一	一三一	六四一	二二六	四二一	三七	三六一	二九八	一一〇	三四六	八六〇
一三九、九七九	九、一九六	一六三、三五五	一四、五五五	三〇、五六四	一、四〇五	二五、二五〇	五、八二二	六、六〇二	一五一、四五二	二二、七六八	一九、七〇三	一七、三一六	六五、九四五	四三、二八六	二五、三五一	四九、七二〇	一五二、六三八

高	宇	尙	大	庄	名	御	逢	幡	所	光	大	二	溝	八	日	根	福
田	川	德	高	内	和	屋	坂	郷	子	德	山	部	口	郷	上	野	米
一〇二	一五	一〇五	一、三〇一	三八〇	一七〇	三九	一七五	一〇八	一一一	八七	二九一	二六	一六	三七	四二	一一	
一五、七九五	四、九二四	一九、七二六	一八三、一〇五	二一、五〇五	一五、三九七	一、八二五	三一、七三〇	一八、四六八	五二、二七二	一〇、〇九八	一三一、五〇八	二、六九一	四、一一八	三、九九六	一六、六三二	四、三五六	

黒坂 一、九八〇

